

「若者応援企業」のシンボルマーク募集要項

1 趣旨

大学・高校などの新卒者・既卒者、フリーターなどの若者の採用・育成に積極的な中小企業は各地域に存在するが、これらの企業が大企業のように企業情報をPRすることは困難である。一方、若者にとっても、就職活動において地元の中小企業の情報を入手することは難しく、また、早期からこれらの企業に目を向けることは少ない現状である。さらに、たとえ就職したとしても、事前の情報不足により、企業へのイメージと現実のギャップが大きく、早期離職に繋がる恐れがある。こういった要因により、中小企業と若者との間にはミスマッチが存在する。

このため、若者が就職活動早期から中小企業に目を向けられることによるマッチングの向上、事前の企業情報の理解による職場定着率の向上、地域の若者の職業観の向上などを目指すことを目的として、地域で若者の採用・育成に積極的であり、採用した若者の定着状況等の就職関連情報を積極的に開示する等一定の基準を満たした企業を「若者応援企業」とし、平成25年度より厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークを通じて積極的にPR支援をしているところである。

そこで、今般、若者応援企業のシンボルマークのデザインを新たに募集し、公募したシンボルマークを活用しながら、若者応援企業のより一層の周知を行い、若者の就職の更なる就職の促進を図っていくこととする。

2 募集内容

企業情報・採用情報を積極的に公表し、若者の採用・育成に積極的な若者応援企業のシンボルとなるマーク（絵柄でも図柄でも可）。

若者が前向きに積極的に働き続けられる明るいイメージをもった、分かりやすく親しみやすいデザインとする。

なお、デザインの簡単な解説（コメント）を付すこと。

3 応募締切

平成26年5月30日（金）

4 応募資格

35歳未満の方

5 応募方法

作品と作品の解説（コメント）、氏名（ふりがな）、年齢、職業（学校）、住所、電話番号を記入の上、電子メールにて以下の宛先まで送付すること。

【 募集要項 】

(1) 送付先アドレス

wakamonooouen@mhlw.go.jp

(2) 送付メールの標題

「若者応援企業シンボルマーク応募」とすること。

(3) 送付形式

電子データは、1作品につき1ファイルとし、ファイル形式はJPEG形式またはGIF形式、ファイルの容量は2MB（メガバイト）以内とすること。

6 応募作品

- ・応募作品数は、一人2点までとする。
- ・ご自身で作成した未発表の作品に限る。
- ・応募作品は返却しない。
- ・シンボルマークの作成と応募にかかる費用は、応募者の負担とする。
- ・他の作品の模倣と認められる場合には、選定後であっても決定を取り消す。また、類似と認められる作品も決定を取り消す場合がある。

7 著作権など

- ・選定された作品の著作権など一切の権利は、厚生労働省に帰属する。
- ・応募作品については、印刷などの際に若干の修正を行うことがある。

8 選定方法・発表

- ・有識者による選定委員会において、1作品を選定する。
- ・平成26年6月以降に受賞者に連絡をすることとする。なお、記念品の贈呈や賞金はない。
- ・選定の結果は、厚生労働省ホームページなどで発表する予定。

9 マークの使用基準

- ・マークを使用できる企業は、ハローワークに求人を提出し、若者応援企業を宣言した企業に限る。
- ・マークは、サービス、広告、求人広告等に使用することができる。
- ・マークの使用可能期間は、若者応援企業の宣言の有効期間内とする。

10 マークの募集に関する問い合わせ先

厚生労働省職業安定局

派遣・有期労働対策部企画課 若年者雇用対策室

電話番号 03-5253-1111（内線 5331、5375）